2　（略）

3　法第八十六条の八第一項若しくは法第八十七条の二第一項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は法第八十六条の八第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあつては、別記第六十七号の五様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。

イ　（略）

ロ　申請に係る建築物の計画に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第百四十六条第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ　（略）

二　（略）

三　代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し

四　（略）

一

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
（略）			
(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	（略）	
	令第百二十九条の二の三第二号に関する規定が適用される昇降機以外の建築設備		
	（略）		
	令第百二十九条の二の四の規定が適用される配管設備	（略）	
	令第百二十九条の二の五の規定が適用される換気設備	（略）	

2　（略）

3　法第八十六条の八第一項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は同条第三項の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあつては、別記第六十七号の五様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。

イ　（略）

ロ　申請に係る建築物の計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第百四十六条第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ　（略）

二　（略）

三　代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状

四　（略）

一

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
（略）			
(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	（略）	
	令第百二十九条の二の四第二号に関する規定が適用される昇降機以外の建築設備		
	（略）		
	令第百二十九条の二の五の規定が適用される配管設備	（略）	
	令第百二十九条の二の六の規定が適用される換気設備	（略）	